

県所管域に所在する

指定障害福祉サービス事業所（就労継続支援 A 型事業所を除く）

指定障害者支援施設

指定一般相談支援事業所

管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
障害サービス課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について（通知）

平素より、本県の障がい福祉施策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、介護給付費等及び障害児通所給付費等の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、例月、前月 15 日以前に届出がなされた場合には翌月から、16 日以降に届出がなされた場合には、翌々月から算定を開始するとされています。ただし、令和 8 年 4 月の基本報酬及び加算算定においては、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。各種基本報酬、加算要件及び施設状況を必ず確認の上、届出が必要な場合は書類の提出をお願いします。

1 令和 8 年 4 月の加算等による届出の要否

令和 8 年 4 月分報酬から変更がある事業所のみ、体制届の提出が必要となります。

新たに加算を算定する場合	届出が 必要
加算の区分を変更する場合 ※処遇改善加算の区分の変更を含む	
加算を算定しなくなる場合	
前年度実績に基づく基本報酬の変更がある場合	
令和 8 年度も利用日数に係る特例の適用を受ける場合 ※通所系の障害福祉サービス事業所のみ対象、体制届様式 5	
令和 8 年 6 月以降に新設される処遇改善加算区分を算定する場合	届出は 不要
昨年度と同様の内容で継続して報酬算定する場合	
従業員の変更があるが、加算やサービス費に影響がない場合	

※就労継続支援 B 型事業所の令和 8 年 6 月基本報酬区分の見直しについて

令和 8 年度報酬改定における基本報酬区分の基準の見直しにより、令和 6 年度報酬改定の前後で区分が上がった事業所及び令和 6 年 4 月以降に指定を受けた事業所は令和 8 年 6 月から基本報酬区分の見直しの対象となる予定です。

そのため、令和 8 年 4 月 1 日時点で指定を受けている就労継続支援 B 型の事業所については、全ての事業所が基本報酬算定区分の届出「様式 41-1 就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（4・5 月分）」をご提出ください。その中で、見直しの対象となる事業所については、「様式 41-1 就労継続支援 B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（6 月以降）」も併せてご提出ください。

(令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要・厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

2 加算等による届出の取扱い

令和8年4月1日から加算等に係る体制の整備が適切になされている場合であって、令和8年4月15日(水)までに届出が受理された場合には、4月1日に遡って加算等を算定する取扱いとします。

3 提出書類

※上記1により届出が必要な場合

- ・ 介護給付費等（障害児通所給付費等）算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費等（障害児通所給付費等）算定に係る体制等状況一覧
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（障害福祉サービス事業所・障害者支援施設に限る）
- ・ 人員基準適合確認シート
- ・ その他資料（届出様式内のサービス種類別提出書類一覧を参照し、変更により提出が必要な様式のみ添付してください。）

<様式掲載場所>

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」→「5-2 令和8年度体制届に関するお知らせ（者）」

<提出先>

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 事業支援グループ

※ 郵送にて提出してください。ファクシミリ、メールでは受け付けられません。

また、来庁による持ち込みはご遠慮ください。

4 留意事項

(1) 以下について、届出は不要としますが、実地指導等で基準・算定要件を満たすことが確認できない場合は、過誤再請求の対象となることがありますので、令和7年度における体制について必ず確認してください。

- ・ 人員基準上満たすべき従業員の員数を算定する際の利用者数は、前年度の平均を用いることとされています。前年度の平均を算出のうえ、人員基準上、要件を満たしていることを必ず確認してください。
- ・ 算定要件に前年度の実績等を有する加算（移行準備支援体制加算・就労移行支援体制加算・重度者支援体制加算・就労定着実績体制加算）を継続して算定する場合、前年度実績等を確認し、令和8年度においても算定要件を満たすことを必ず確認してください。

(2) 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）に所在する事業所については、提出内容が県所管域とは異なる場合がありますので、各自治体からの通知を必ず確認してください。

問合せ先

事業支援グループ

電話 045-210-4732（直通）

ファクシミリ 045-201-2051